

●香川県告示第80号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年2月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

高松市鶴市町2036番地10

有限会社玉藻リネンサービス 代表取締役 国生 徹

(2) 事業場の所在地及び名称

綾歌郡綾川町陶2525番地

有限会社玉藻リネンサービス

(3) 特定施設に関する事項

種	類	洗たく業の用に供する洗浄施設	
能	力	乾燥重量50 kg/回 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後2月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続8時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9.2	10.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	72	226
	化学的酸素要求量 (mg/l)	80	248
	浮遊物質 (mg/l)	60	130
	窒素含有量 (mg/l)	60	80
	りん含有量 (mg/l)	2	5
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		14.3	19

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設
能	力	100m ³ /日
汚水等の処理方式		(変更前) 回転円板凝集沈殿処理方式 (変更後) 回転円板活性汚泥処理方式
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後
	工事完成予定年月日	工事着手後2月
	使用開始予定年月日	完成後

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用			
処理前及び処理後の汚染状態	項目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9.2~10.5	9.2~10.5	7~8	7~8
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	72	226	45	60
	化学的酸素要求量 (mg/l)	80	248	45	60
	浮遊物質 (mg/l)	60	130	40	90
	窒素含有量 (mg/l)	60	80	10	20
	りん含有量 (mg/l)	4	7	3	5
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		80	95	80	95

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		第 1 排 水 口	
排水の汚染状態	項目	通 常	最 大
		水素イオン濃度	7~8
生物化学的酸素要求量 (mg/l)		45	60
化学的酸素要求量 (mg/l)		45	60
浮遊物質 (mg/l)		40	90
窒素含有量 (mg/l)		10	20
りん含有量 (mg/l)		3	5
排水の量 (m ³ /日)		80	95

他に排水口が3箇所（雨水専用1箇所）ある。

（備考）今回新たに特定施設を設置するが、既設特定施設を廃止するため、排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。なお、安定的な処理を行うため、既設の排水処理施設の排水処理方式を変更する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成21年2月20日から同年3月13日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

綾川町住民生活課